



[平成27年3月27日 決定]  
[令和3年4月1日 更新]

その先の、道へ。北海道  
Hokkaido. Expanding Horizons.

# 地域枠医師の配置等の考え方

令和3年4月

北海道地域医師連携支援センター  
(北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課)

# 目 次

## はじめに . . . P 1

検討の経緯等

## 「地域枠制度」について . . . P 1～2

制度の目的

入学定員・修学資金貸付枠の推移

地域枠学生・地域枠医師

## 「キャリア形成」について . . . P 2

## 「配置等の考え方」について . . . P 3～5

臨床研修病院等の選択

指定公的医療機関等への配置

大学講座への所属と配置先医療機関

専門医研修プログラムへの所属と配置先医療機関等

総合診療科における配置先医療機関の決定方法

診療科の選択と配置先医療機関の確保

学位の取得

勤務（義務）の中断

「選択研修（5・6年目）」と「後期地域勤務（7・8・9年目）」の入替

「前期地域勤務（4年目）」と「選択研修（5年目）」の入替

「後期地域勤務（7・8・9年目）」の特例」

200床未満の公的医療機関等への円滑な配置

## 「配置先の決定方法」について . . . P 6

配置対象医療機関

## 「配置先決定システムの運用・管理体制」について . . . P 6

「配置先決定システム」の運用方法

地域枠等の管理体制

## 「その他」 . . . P 7

女性医師への支援

総合診療医の育成

公衆衛生分野の選択

地域枠医師の身分等

義務年限終了後の対応

北海道医療対策協議会への報告等

制度の検証等

## 「地域枠医師キャリア形成支援検討委員会」 . . . P 8～9

設置要領

委員名簿

検討の経過

## 「地域枠医師の配置等の考え方について」（一覧表） . . . P 10～11

## はじめに

### 検討の経緯等

- 「地域枠医師の配置等の考え方」については、平成26年4月、3医育大学や道医師会、市町村会等で構成する「地域枠医師キャリア形成支援検討委員会」を設置し、4回にわたる議論の上、案を作成し、平成27年2月開催の「地域医療を担う医師養成検討分科会」、平成27年3月開催の「北海道医療対策協議会」において承認され、平成27年3月27日付けで正式決定した。
- 平成30年度から開始された新たな専門医制度において、地域枠医師のキャリア形成に大きな影響が生じることから、「地域枠医師キャリア形成支援検討委員会」において3回にわたり議論を行い、改定案を作成し、平成28年10月開催の「地域医療を担う医師養成検討分科会」、平成29年3月開催の「北海道医療対策協議会」において報告し、平成29年4月1日付けで適用することとした。
- 地域枠医師1期生の前期地域勤務開始から3年が経過し、「北海道医療対策協議会」で制度の検証等を行ったところ、専門医制度開始により、さらに地域枠医師のキャリア形成に影響が生じることが明らかとなった。このことから、「地域枠医師キャリア形成支援検討委員会」において3回に渡り制度の見直しに係る議論を行い、改正案を作成し、平成30年10月29日開催の「地域医療を担う医師養成検討分科会」において報告し、平成31年1月1日付けで適用することとした。
- 平成30年7月に医療法の一部改正により、医療計画に定める事項として新たに「医師の確保に関する事項」が規定され、都道府県は医療計画の一部として「医師確保計画」を策定し、必要な医師確保対策を講じながら、医師偏在を是正していくこととされた。また、国の「キャリア形成プログラム運用指針」（令和元年7月5日付け医政発0705第5号）においては、出産、育児等のライフイベントのほか、海外留学等のキャリア形成上の希望に配慮するため、対象期間の一時中断が可能とされている必要があるとされた。このことから、「地域枠医師キャリア形成支援検討委員会」において、制度の見直しに係る議論を行い、改正案を作成し、令和2年2月7日開催の「地域医療を担う医師養成検討分科会」において報告し、令和2年2月26日付けで適用することとした。

## 「地域枠制度」について

### 制度の目的

将来医師として道内の医師が不足する地域に所在する公的医療機関等（医療法第31条に規定する公的医療機関その他の医療機関をいう。以下同じ。）に勤務しようとする者に対し、「北海道医師養成確保修学資金」（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、地域医療を担う医師の養成及び確保を図り、もって道内における医療の提供体制の充実に資することを目的とする。

### 入学定員・修学資金貸付枠の推移

（単位：人）

区分	H19	H20	H21	H22	H23～H24	H25	H26	H27	H30
札幌医大	100	<b>105</b>	<b>110</b>	110	110	110	110	110	110
地域枠	-	10	15	15	15	50	70	90	90
貸付枠	-	10	15	15	15	15	15	15	15
旭川医大	100	100	<b>112</b>	<b>122</b>	122	122	122	122	<b>117</b>
地域枠	-	15	50	55	55	55	55	55	52
貸付枠	-	-	7	17	17	17	17	17	12
北大	100	100	<b>105</b>	<b>112</b>	112	112	112	112	112
地域枠	-	-	-	-	-	-	-	-	-
貸付枠	-	-	-	-	-	-	-	-	5
合計	300	305	327	344	344	344	344	344	339
地域枠	0	25	65	70	70	105	125	145	142
貸付枠	0	10	22	32	32	32	32	32	32

※ ここでいう「地域枠」とは、各医育大学の入試時の出願資格として、「卒業後、当該医育大学で臨床研修を行うことや、卒後の必修プログラムに従事することを確約する者」をいう。

※ 「貸付枠」とは、道の修学資金の貸付枠をいう。

【医学部入学定員（増）の暫定措置について】

- 国の緊急医師確保対策等により暫定的に定員増が認められた入学定員については、「医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会 中間取りまとめ」等の結果も踏まえ、平成29年度で終了する医学部定員増の暫定措置については、当該臨時定員増を上限とした再度の定員増が認められた。  
また、「経済財政運営と基本方針2018」（平成30年6月）では、令和2年度及び3年度については、平成31年度の医学部定員を超えない範囲でその必要性を慎重に精査しつつ、暫定的に現状の医学部定員を概ね維持することとされた。令和4年度については、定期的に医師需給推計を行った上で、将来的に医学部定員の減員に向けて、医師養成数の方針等について検討するとされていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度の医師養成数は、令和2年度、3年度と同様の方法で設定するとされた。
- 各医育大学の地域枠と連動した道の修学資金制度の取扱いについては、国の方針が示され次第、必要に応じて協議する。

区分	国における対策・方針	定員増の考え方
A	「緊急医師確保対策」（2007）	平成29年度までの暫定措置として増員を認める
B	「経済財政改革基本方針2008」	なし（時限なし）
C	「経済財政改革基本方針2009」	平成31年度までの暫定措置として定員増を認める
D	「新成長戦略」（2010）	平成31年度までの暫定措置として定員増を認める
E	「経済財政改革基本方針」（2018）	令和3年度までの暫定措置として定員増を認める

【入学定員の推移等】

区分	H20年度定員			H21年度定員			H22年度定員			H29 「A」 終了	H30年度定員			R1 「C」 「D」 終了	R2年度定員				
	総数	増員		総数	増員		総数	増員			総数	増員			総数	増員			
		A	B		A	B		A	C			D	E						
札幌医大	105	5	5	110	5	3	2	110	-	-	-	102	110	8	8	102	110	8	8
旭川医大	100	-	-	112	12	7	5	122	10	-	10	115	117	2	2	105	105	-	-
北大	100	-	-	105	5	-	5	112	7	-	7	112	112	-	-	105	112	7	7
合計	305	5	5	327	22	10	12	344	17	0	17	329	339	10	10	312	327	15	15

地域枠学生・地域枠医師

将来医師として「北海道医師養成確保修学資金貸付条例」（以下「条例」という。）第2条に定める知事が指定する道内の公的医療機関等（以下「指定公的医療機関等」という。）に勤務しようとする者で、現に修学資金の貸付を受ける札幌医科大学及び旭川医科大学の医学部に在学中の者を「地域枠学生」といい、大学卒業後、医師国家試験に合格し、医師として道内の臨床研修病院等で4年間の研修及び指定公的医療機関等で5年間の勤務をする者を「地域枠医師」という。

「キャリア形成」について

- 地域医療への貢献と医師としてのキャリア形成を両立できるよう、各領域ごとの標準的な専門医研修期間内での「基本診療領域の専門医研修」の修了について配慮する。
- 「前期地域勤務」を開始する卒後3年目から「選択研修」が終了する卒後6年目までについては、地域枠医師のキャリア形成が図られるよう「後期研修」とし、将来的な「サブスペシャリティ領域の専門医」の取得にも配慮する。

## 「配置等の考え方」について

### 臨床研修病院等の選択

- 道内での研修を基本とする。
- 臨床研修病院等の選択や所要の事務については、本人と医療機関との間で調整する。

区 分		選 択 方 法
初 期 臨床研修	1～2年目	地域枠学生が「医師臨床研修マッチング」により、道内のすべての臨床研修病院（指定公的医療機関等以外の臨床研修病院も対象）の中から自由に選択。
選択研修	5～6年目	地域枠医師が道内のすべての医療機関（指定公的医療機関等以外の臨床研修病院等も対象）の中から自由に選択。

### 指定公的医療機関等への配置

- 配置対象とする指定公的医療機関等は、医育大学が所在し、比較的医師が充足している札幌市及び旭川市を除く市町村に所在する医療機関とする。
- 週5日以上開所していない診療所及び夜間急病センターは除く。
- 一般病床数には「障害者施設等入院基本料」を算定する障害者施設等一般病棟は含まない。

（令和3年4月1日現在）

区 分		指 定 公 的 医 療 機 関 等						周産期母子医療 センター (産科に限る)	救命救急 センター (救急科に限る)
		医師少数区域		医師中間区域		医師多数区域			
		200床 以上	200床 未満	200床 以上	200床 未満	200床 以上	200床 未満		
前 期 地域勤務	3年目	8施設 (6施設)	82施設 (81施設)	21施設 (14施設)	96施設 (86施設)	1施設 (1施設)	12施設 (11施設)	26施設	6施設
	4年目								
後 期 地域勤務	7年目	8施設 (6施設) <5施設>	82施設 (81施設) <8施設>	21施設 (14施設) <10施設>  ※3年目、 又は4年目 に医師少 数区域、 又は200床 未満で勤 務の場合	96施設 (86施設) <2施設>	1施設 (1施設) <1施設>  ※3年目、 又は4年目 に医師少 数区域、 又は200床 未満で勤 務の場合	12施設 (11施設) <1施設>		
	8～9 年目			※地方・ 地域セン ター病院 での勤務 を1年に 限り認め る。(3年 間のうち 1年間)					

- ※ 指定公的医療機関等の数は、一般病床数の変動等により変更が生じる。
- ※ 医師少数区域とは、南檜山・北渡島檜山・北空知・日高・富良野・宗谷・北網・遠紋・釧路・根室の第2次医療圏域をいう。
- ※ 医師中間区域とは、南渡島・後志・南空知・中空知・西胆振・東胆振・上川北部・留萌・十勝の第2次医療圏域をいう。
- ※ 医師多数区域とは、札幌・上川中部の第2次医療圏域をいう。
- ※ 施設数の（ ）書きは公的医療機関の施設数で内数。< >書きは、地方・地域センター病院の施設数で内数。
- ※ 平成28年度までに修学資金の貸し付けを受けた者は、なお従前の例によるものとし、申出により平成29年4月1日付けで改定した内容を適用することができる。

### 大学講座への所属と配置先医療機関

- 大学講座への所属は、基本的に制限しない。
- 地域枠医師の配置は、現に大学（講座）から派遣されている医師の振替ではなく、別途配置するものであること。
- 道が実施する地域医療支援センターからの医師派遣事業への活用や振替は不可とする。
- 配置先医療機関は、当該地域枠医師が所属する大学（講座）の系列病院に限定せず、医師としてのキャリア形成と地域医療への貢献に配慮したものとする。

### 専門医研修プログラムへの所属と配置先医療機関等

- 専門医研修プログラムへの所属は、基本的に制限しない。
- 配置先医療機関は、当該地域枠医師が所属する専門医研修プログラムを形成する医療機関に限定しない。
- 医師としてのキャリア形成と地域医療への貢献に配慮し、配置先医療機関のプログラム連携施設への追加等について、可能な範囲でプログラム責任者と調整を行う。
- 地域枠医師が、基本領域の専門医を取得するための標準的な配置と取得時期は、別紙「地域枠医師の基本領域専門研修期間と専門医の取得」とする。

### 総合診療科における配置先医療機関の決定方法

- 総合診療科の専門医研修プログラムのように、1年間に複数の医療機関で勤務を行う場合について、その都度、所属が変わる場合は、原則、年間の配置先を前年度末時点で全て決定するものとする。  
また、所属を変更しない道内の指定公的医療機関等での短期勤務については、配置先医療機関の判断で決定可能とする。

### 診療科の選択と配置先医療機関の確保

- 診療科の選択は、基本的に制限しないこととするが、制度の趣旨を踏まえ地域勤務期間中は医師が不足する地域に所在する指定公的医療機関等に勤務し、幅広い診療を通じた地域医療への貢献を果たすこととする。
- 診療科の特性により、200床未満の指定公的医療機関等から地域枠医師の受入希望がない場合については、当該医師を地域の指定公的医療機関等（医師不足の医療機関）に配置し専門外の分野を含めた勤務を行いながら、そこから地域の中核的医療機関（原則、同一の二次医療圏内にある中核的医療機関とする。（以下同じ。））で研修を受けさせることや、配置先医療機関と地域の中核的医療機関の間で相互交流を行うことを認める。
- 地域の中核的医療機関においても標榜されていない診療科など、200床未満の指定公的医療機関等から地域枠医師の受入希望がない場合については、別に定める特例配置の要件に基づき、地域の中核的医療機関への配置について保健医療福祉圏域連携推進会議の意見を取りまとめ、地域医療への貢献につながると北海道医療対策協議会が認めた場合に限り、地域医療支援センターが派遣対象としている医療機関への配置を認める。（地域枠医師が一般病床200床未満の指定公的医療機関等に対し、宿日直など、定期的に診療支援を行う場合に限る。）

## 学位の取得

勤務に支障のない範囲での大学院への進学（学位の取得）については、自由とする。

## 勤務（義務）の中断

条例第7条第2項に定める「疾病その他やむを得ない理由」として知事の承認を受けて勤務（義務）を中断することができる事由は、次のとおりとする。

区分	中断事由
ライフイベント	医師自身の疾病のほか、妊娠、出産、子育て、介護等
キャリア形成	大学院進学、国内（海外）留学、臨床研究等（通算して4年を上限）

## 短期間の道外研修等

指定公的医療機関等への配置後に、内視鏡などの治療手技の習得、各診療科の新しい知見の収集や新技術の適切な習得を図る必要があると所属長が認めた場合は、地域勤務期間中に指定公的医療機関等に所属したまま、当該年度内において1ヶ月以内の短期間の道外研修等の参加を制限しない。

また、選択研修期間中に限り、所属長が認めた場合は、専門医取得を図るため専門医研修プログラムに基づき、当該医療機関に所属したまま道外施設等で研修（勤務）を行うものについては、1年間のうち3ヶ月を上限として認める。

## 「選択研修（5・6年目）」と「後期地域勤務（7・8・9年目）」の入替

地域枠医師が他の医師と比較して専門医の取得に著しい遅れが出ないようにする仕組みであることに加え、後期地域勤務においては、選択研修で十分に経験を積んだ医師の配置が求められていることから、この区分間の入れ替えは基本的に認めない。ただし、妊娠・出産等のやむを得ない事情がある場合を除く。

## 「前期地域勤務（4年目）」と「選択研修（5年目）」の入替

地域枠医師が基本診療領域専門研修プログラムに所属し、義務年限中に専門研修を実施する場合において、北海道内に所在する医療機関が基幹施設となる当該領域の専門研修プログラムのいずれに所属する場合であっても、「地域枠医師の配置の考え方」で規定する勤務では、各領域ごとの標準的な専門研修期間内での「基本診療領域の専門医研修」を修了できないことが明らかな場合に限り、この区分間の入れ替えを可能とする。

なお、当該領域の専門研修プログラムの内容確認は「北海道医療対策協議会」において行い、さらに、この入れ替えにより地域医療への貢献が図られることを確認された場合に限ることとする。

## 後期地域勤務（7・8・9年目）時の特例

後期地域勤務時に医師少数区域で勤務する場合にあっては、病床数の制限を設けないこととする。

また、地域における中核的な医療機関における医師派遣等の機能強化を図るため、医師少数区域を除く区域の地方・地域センター病院で勤務することを1年に限り認める。

## 200床未満の公的医療機関等への円滑な配置

サブスペシャリティ領域の専門医取得等に配慮するため、所属長が認めた場合は、200床未満の指定公的医療機関等において専門分野の勤務を行いつつ、一定期間、地域の中核的医療機関において手術等の経験をすることを認める。また、200床未満の指定公的医療機関等のみでは専門性を発揮できない場合に、所属長が認めた場合、近隣の指定公的医療機関等において一定期間、専門分野の診療を行うことを認める。

## 「配置先の決定方法」について

地域枠医師の配置先は、指定公的医療機関等、地域枠医師、所属する大学講座及び専門医研修プログラム責任者の意向等を踏まえて道が決定する。

### 配置対象医療機関

- 卒後年数に応じた配置対象医療機関の選定や、同一の医療機関での勤務を希望する地域枠医師が複数いる場合等については、「ポイント制」により配置先を決定する。
- 「ポイント制」の対象や基本的な項目は、次のとおりとする。

卒後年数に応じた配置対象医療機関の選定	「教育体制」「地域医療貢献」「医師不足」「子どもを持つ女性医師への支援」
地域枠医師の希望する医療機関が重複した場合	「不足診療科」「地域勤務」「出身地」
妊娠等の事情のある女性医師等の希望する医療機関が重複した場合	「不足診療科」「地域勤務」「出身地」「育児」

- ポイントの算定対象とする項目の詳細や付与するポイントの配分割合等については、配置対象医療機関及び地域枠医師の実情に応じて、道が定めるものとする。

## 「配置先決定システムの運用・管理体制」について

### 「配置先決定システム」の運用方法

道が直営又は委託により運用する。

### 地域枠等の管理体制

- 地域枠医師に関する研修先、勤務先等の情報については、道において一元的に管理する。
- 各大学の講座に所属する地域枠医師については、適宜、各講座と情報共有を図る。
- 専門医研修プログラムに所属する地域枠医師については、適宜、各プログラム責任者との情報共有を図る。
- 地域枠制度に関する相談対応については、「北海道地域医師連携支援センター」（道庁地域医療課内）において行う。
- 地域枠学生については、各大学の担当部局と連携し、適切に対応する。



## 「その他」

### 女性医師への支援

- 妊娠、出産を経た女性医師が地域勤務を継続できるように、道が配置医療機関の調整等を行う。(子育て中の男性医師も状況に応じて適用)
- 妊娠・子育て中の女性医師等の配置対象医療機関については、次の2つの条件を満たすことを原則とする。

「院内保育所あり」

「育児休暇、病気休暇等の制度あり」

### 総合診療医の育成

総合診療医は、地域医療の確保に重要な役割を果たすことが期待されていることから、総合診療医を目指す地域枠医師の配置の検討にあたっては、道における総合診療医の養成・確保に係る事業と連動して行う。

### 公衆衛生分野の選択

- 公衆衛生分野を選択する医師については、道立保健所における医師の配置状況等を勘案して、道において必要な数を定める。
- 公衆衛生分野を選択した場合は、卒後の年数にかかわらず、原則、都市部以外の道立保健所等での勤務とする。

### 地域枠医師の身分等

- 一般の医師と同様に、配置先の就業規則等で定める職員とする。
- 雇用契約や処遇等に関しては、地域枠医師と配置先医療機関との間で直接調整する。

### 義務年限終了後の対応

義務年限終了後においても地域枠医師が道内の医師不足地域に定着し、引き続き地域医療に貢献することができるよう、道、市町村、各医育大学及び関係団体は必要な支援を行うよう努める。

### 北海道医療対策協議会への報告等

指定公的医療機関等の数に変更が生じた場合や、配置調整の結果については、「北海道医療対策協議会」に報告し、地域枠医師のキャリア形成や地域への影響などについて協議する。

### 制度の検証等

地域枠制度については、地域医療構想に基づく機能分化・連携体制の進捗状況や今後策定する医師確保計画なども踏まえながら、地域枠医師の診療科や配置先の状況、キャリア形成の状況等について、必要に応じ、「北海道医療対策協議会」で検証等を行い、その時点での状況に応じて、大学講座等の系列病院の枠を超えた具体的な配置方法の検討や200床未満への効果的な配置方法、義務年限終了後のキャリア形成と地域医療への貢献の在り方などについて必要な見直しを図る。

# 「地域枠医師キャリア形成支援検討委員会」

## 設置要領

### 地域枠医師キャリア形成支援検討委員会設置要領

#### 第1 趣 旨

地域医療を担う医師養成に向けて、医育大学と自治体が協力して取り組む方策について協議・検討を行うことを目的とし、「北海道医療対策協議会」の下部組織である「地域医療を担う医師養成検討分科会」にワーキンググループである「地域枠医師キャリア形成支援検討委員会」（以下、「ワーキンググループ」という）を設置する。

#### 第2 協議事項

ワーキンググループは、次の事項について協議を行う。

- (1) 北海道医師養成確保修学資金貸付金における地域枠制度の安定的な運営を目的とした「地域枠医師のキャリア形成に配慮した具体的な配置先の決定システム」の整備について
- (2) その他

#### 第3 構成機関

ワーキンググループは、次の機関の代表者等で構成する。

- (1) 北海道大学、旭川医科大学、札幌医科大学
- (2) 市町村
- (3) 北海道医師会
- (4) 関係機関・団体
- (5) 北海道

#### 第4 座 長

- (1) ワーキンググループに座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。
- (2) 座長は、会務を総理する。

#### 第5 議 事

- (1) ワーキンググループは、座長が招集する。
- (2) 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

#### 第6 その他

- (1) ワーキンググループに係る事務は、北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課において処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、会議の運営に当たり必要な事項は、座長が定める。

設置 平成26年4月30日

委員名簿（11名）

（令和3年4月1日現在）

（敬称略）

団体（機関）名	職名	氏名	所属	摘要
北海道大学	臨床研修センター長	平野 聡	消化器外科II教授	
旭川医科大学	教育センター教授	佐藤 伸之		
札幌医科大学	臨床研修・医師キャリア支援センター長	辻 喜久	総合診療医学講座教授	
北海道市長会	事務局長	吉澤 政昭		
北海道町村会	常務理事	柴田 達夫		
北海道医師会	副会長	佐古 和廣	名寄市立総合病院 名誉院長	座長
	副会長	藤原 秀俊	医療法人秀友会 理事長	
全国自治体病院協議会 北海道支部	副支部長	高平 真	市立釧路総合病院長	
地方・地域センター 病院協議会	副会長	九津見 圭司	倶知安厚生病院長	
北海道病院協会	常務理事	徳田 禎久	社会医療法人禎心会 理事長	
日本プライマリ・ケア連合 学会北海道ブロック支部	支部選出理事	草場 鉄周	医療法人北海道家庭医療学 センター理事長	

検討の経過

【地域枠医師キャリア形成支援検討委員会】

区分	開催日	主な検討内容
第1回	令和元年 5月20日（月）	検討項目に係る意見交換
第2回	令和元年 8月 9日（金）	検討項目・素案に係る意見交換
第3回	令和元年10月10日（木）	案に係る意見交換
第4回	令和2年 1月21日（火）	案に係る意見交換

【地域医療を担う医師養成検討分科会】

分科会	開催日	検討項目・素案に係る意見交換
分科会	令和元年 8月21日（水）	検討項目・素案に係る意見交換
	令和元年11月 1日（金）	後期地域勤務の特例について承認
	令和2年 2月 7日（金）	キャリア形成に係る中断の導入について承認

「地域枠医師の配置等の考え方」(一覧表)

【臨床医指向】

(令和3年4月1日現在)

区分	キャリア形成上の位置づけ	勤務等の区分	配置等の考え方	配置等対象医療機関			
1～2年目	《初期臨床研修》		地域枠学生が道内の臨床研修病院の中から自由に選択。	道内のすべての臨床研修病院 (指定公的医療機関等以外の臨床研修病院も対象。)			
3年目	《後期地域勤務》	《前期地域勤務》	臨床研修病院を含む指定公的医療機関等のうち、取得を希望する基本領域の専門医の研修体制を有する医療機関。  ただし、一般病床200床以上の指定公的医療機関に1年を超えて配置された医師は、2年目に一般病床200床未満の指定公的医療機関等へ定期的に診療支援を行う。  一般病床200床未満の指定公的医療機関等。(希望する基本領域の診療科を有する医療機関で可能な範囲でキャリア形成に配慮)	知事が指定する道内の公的医療機関	知事が指定する道内の医療機関	知事が指定する道内の周産期母子医療センター	知事が指定する道内の救命救急センター
4年目				札幌市及び旭川市を除く市町村に所在する病院・診療所。(週5日以上開所していない診療所等を除く。)	札幌市及び旭川市を除く市町村に所在する病院のうち、「公的医療機関等2025プラン」を策定する医療機関、社会医療法人の認定を受けるために必要な事業を実施している医療機関、社会福祉法人が設置する医療機関及び周産期母子医療センターから知事が指定する医療機関。	26施設	6施設
				200床未満	200床以上	200床未満	200床以上
				178施設	21施設	12施設	9施設
				少数区域 81施設	少数区域 6施設	少数区域 1施設	少数区域 2施設
				少数区域を除く区域 97施設	少数区域を除く区域 15施設	少数区域を除く区域 11施設	少数区域を除く区域 7施設
5～6年目	入替不可	《選択研修》	地域枠医師が道内の臨床研修病院等の中から自由に選択。	道内のすべての医療機関 (指定公的医療機関等以外の臨床研修病院等も対象。)			
7年目	《後期地域勤務》		原則3、4年目と同様。	知事が指定する道内の公的医療機関	知事が指定する道内の医療機関	知事が指定する道内の周産期母子医療センター	知事が指定する道内の救命救急センター
8～9年目			○少数区域で勤務する場合、病床数の制限を設けない。 ○3年目、又は4年目に200床未満の指定公的医療機関、又は少数区域で勤務した場合のみ、少数区域以外の区域での200床以上の指定公的医療機関等で1年勤務可。	○医師少数区域以外の区域にある地方・地域センター病院での勤務を3年間のうち1年に限り認める。	178施設 少数区域 81施設 少数区域を除く区域 97施設	21施設 少数区域 6施設 少数区域を除く区域 15施設 うち、地方・地域センター病院 10施設 ※3年間のうち、1年に限り勤務可	12施設 少数区域 1施設 少数区域を除く区域 11施設
			指定公的医療機関等のうち、医師不足の地域・医療機関を優先。可能な範囲で本人の専門性に配慮。				

「知事が指定する道内の公的医療機関」の定義

医育大学が所在し、比較的医師が充足している札幌市及び旭川市を除く市町村に所在する医療法第31条に規定する道内の公的医療機関のうち、知事が指定するもの。

【公衆衛生医指向】

区 分	1～2年目	3年目	4年目	5～6年目	7年目	8～9年目
勤務等の区分	《初期臨床研修》	道立保健所等の職員として勤務				
配置等対象医療機関	道内のすべての臨床研修病院					

(別紙)

地域枠医師の基本領域専門研修期間と専門医の取得

(上段) 領域	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
(下段) 専門研修期間	(上段) 研修の状況など				(下段) 勤務先、義務年限中の扱い				

内科	臨床研修	連携施設	基幹施設	→専門医取得(標準期間)					
	【3年】	道内臨床研修病院	地域勤務(指定公的等)	選択研修(大学等)	地域勤務(指定公的等)				

小児科	臨床研修	連携施設	基幹施設	→専門医取得(標準期間)					
	【3年】	道内臨床研修病院	地域勤務(指定公的等)	選択研修(大学等)	地域勤務(指定公的等)				

皮膚科	臨床研修	連携施設	基幹施設	連携施設	→専門医取得(標準期間)				
	【5年】	道内臨床研修病院	地域勤務(指定公的等)	選択研修(大学等)	地域勤務(指定公的等)				

精神科	臨床研修	連携施設	基幹施設	→専門医取得(標準期間)					
	【3年】	道内臨床研修病院	地域勤務(指定公的等)	選択研修(大学等)	地域勤務(指定公的等)				

外科	臨床研修	連携施設	基幹施設	→専門医取得(標準期間)					
	【3年】	道内臨床研修病院	地域勤務(指定公的等)	選択研修(大学等)	地域勤務(指定公的等)				

整形外科	臨床研修	連携施設	基幹施設	→専門医取得(標準期間)					
	【4年】	道内臨床研修病院	地域勤務(指定公的等)	選択研修(大学等)	地域勤務(指定公的等)				

産婦人科	臨床研修	連携施設	基幹施設	→専門医取得(標準期間)					
	【3年】	道内臨床研修病院	地域勤務(指定公的等)	選択研修(大学等)	地域勤務(指定公的等)				

眼科	臨床研修	連携施設	基幹施設	連携施設	基幹施設	→専門医取得(標準期間)			
	【4年】	道内臨床研修病院	指定公的等	大学等	指定公的等	大学等	指定公的等		

耳鼻咽喉科	臨床研修	連携施設	基幹施設	→専門医取得(標準期間)					
	【4年】	道内臨床研修病院	地域勤務(指定公的等)	選択研修(大学等)	地域勤務(指定公的等)				

泌尿器科	臨床研修	連携施設	基幹施設	→専門医取得（標準期間）
	【4年】	道内臨床研修病院	地域勤務（指定公の等）	

脳神経外科	臨床研修	連携施設	基幹施設	→専門医取得（標準期間）
	【4年】	道内臨床研修病院	地域勤務（指定公の等）	

放射線科	臨床研修	連携施設	基幹施設	→専門医取得（標準期間）
	【3年】	道内臨床研修病院	地域勤務（指定公の等）	

麻酔科	臨床研修	連携施設	基幹施設	→専門医取得（標準期間）
	【4年】	道内臨床研修病院	地域勤務（指定公の等）	

病理	臨床研修	連携施設	基幹施設	→専門医取得（標準期間）
	【3年】	道内臨床研修病院	地域勤務（指定公の等）	

臨床検査	臨床研修	連携施設	基幹施設	→専門医取得（標準期間）
	【3年】	道内臨床研修病院	地域勤務（指定公の等）	

救急科	臨床研修	連携施設	基幹施設	→専門医取得（標準期間）
	【3年】	道内臨床研修病院	地域勤務（指定公の等）	

形成外科	臨床研修	連携施設	基幹施設	→専門医取得（標準期間）
	【4年】	道内臨床研修病院	地域勤務（指定公の等）	

リハビリテーション科	臨床研修	連携施設	基幹施設	→専門医取得（標準期間）
	【3年】	道内臨床研修病院	地域勤務（指定公の等）	

総合診療	臨床研修	連携施設	基幹施設	→専門医取得（標準期間）
	【3年】	道内臨床研修病院	地域勤務（指定公の等）	